

「教員の多忙化解消フォローアップ会議」への愛教労意見書

2019年1月18日

愛知県教職員労働組合協議会

序

- 1) 「教員の多忙化解消プラン」発表から1年半が経過し、各市町村教委・小中学校レベルで一定の多忙化解消策が実施されつつある。しかし、根本的な改善が進んだ例はなく、また地域によって対応はさまざまであり格差が生じている。
- 2) マスメディアも教員の多忙な勤務実態を頻繁に報じるようになり、一般に認知されるようになったが、国・県・市町村いずれのレベルでも多忙化解消のために必要な予算措置を講ずる段階には至っていない。
- 3) 県教委による市町村教委への指導・助言が十分機能していないことが、県内各地の対応の格差につながっている。プランに実施・検討すると明記された対策のなかにも進んでいないものがあり、県教委による多忙化解消のリーダーシップは不十分である。
- 4) 県教委はプランの中で自らに課した課題、すなわち①直ちに実施すべき課題11項目、②平成29年度から実施すべき課題3項目、検討される課題4項目、③平成30年度までもしくは中長期的に実施する課題9項目について実施状況と内容を把握し、遅れた課題について担当者・実施時期の目安等を明らかにすべきである。
- 5) その中でも次の3項目はプラン全体の進捗にも関わるものであり、直ちに実施の日程を示す必要がある。それは「全県的な学校の開錠・施錠時間の設定と保護者・地域住民への周知」「管理職の人事評価項目に在校時間管理や執務環境改善に関するとりくみを盛り込むこと」「市町村教育委員会・PTAなど関係団体と連携し、全県的なキャンペーンを実施すること」である。

提言1 時間外勤務削減の目標達成の状況 在校時間記録の問題点の改善

在校時間・出退勤の記録を正しく管理する業務について、意識改革のための具体策を打ち出すこと

- 6) 県プランは平成30年度末までに時間外の在校時間が月80時間超の教員の割合を半減[小学校5%以下、中学校20%以下]するという具体的数値目標を掲げている。県教委は比較検討のため11月調査のデータによりそれを点検したが、平成30年11月の数値は小学校 11.8 % でプラン発表以前より微増となり、中学校は 31.9 % で2割減、両校種合わせた小中学校教員全体では 21.9 % という結果となった。
- 7) 在校時間出退勤時刻の記録のための客観的機器の導入が遅れているために、多くの学校では依然自己申告制が用いられている。そして校内の労安体制の構築も進んでいないため、正確な記録を残す意識改革が遅れていたり、点検がずさんだったりする例が多く、数値の精度が疑問視される事例が少なくない。
- 8) 過労死レベルと判定される月80時間超過をギリギリ下回る79時間50分台が頻出する記録や月内の全出勤日が同一時刻出退勤となっている記録が、未だに市町村教委・校長に管理されず集約されている。また客観的機器を導入したところでも、退勤時打刻の後に在校勤務を続けたり、休日の出退勤記録を打刻しなかったりする例がある。
- 9) 市町村によっては、ほとんどの学校で数値目標をほぼ達成し時間外勤務が解消している。しかし、その市町村に勤務する教職員の実態をみると、依然と何ら変わるところはなく「なぜ時間

外勤務がこれほど減ったのか」疑問の声が上がっている。そうした市町村教委に対して県教委は改めて実態を調査し公文書の不正な取扱がなかったか確認する必要がある。

- 10) 市町村によっては、月80時間を超過する教職員が60%以上の小学校や、90%以上の中学校の記録が報告されている。こうした市町村については記録として実態を少なく見せかけるなどの不正は考えられないが、多忙化解消の視点が欠落していると言わざるを得ない。1年半の間に何らかの対策は実施されているはずであるのに全く効果が上がっていないか、何らの対策も行われていないかのいずれであっても、市町村教委・管理職のマネジメント能力が疑われるところである。こうした教委に対しても県教委は改めて実態を調査しどのようなマネジメントが行われているのか確認する必要がある。
- 11) 適正な勤務時間管理は労働基準法・労働安全衛生法に定められた使用者の義務である。ICカード・タイムレコーダー等客観的機器の使用か、管理者である校長・教頭による出退勤時刻の現認が求められている。また自己申告制をとる場合は管理職による点検が必須であるが、このルールが徹底されていないため、不正確な記録が多数存在することにつながっている。
- 12) 労働安全衛生法及び規則によれば、月80時間・100時間を超過して時間外勤務をした職員について、産業医による面接指導が行われるべきである。多くの市町村では、このしくみが関係者に周知されておらず有効に活用されていない現状がある。教職員のメンタルヘルスケアの観点から、本人の希望ではなく過重な時間外勤務となっている教職員すべてに面接指導を行うことが求められる。
- 13) 県教委は平成30年3月1日に「勤務の割振変更簿の整備と運用について(依頼)」を発し、勤務の割振変更簿の整備と運用を進めるよう教育事務所を通じて市町村教委に求めた。県教委調査によって平成29年11月の時点で、勤務の割振変更簿を作成している小中学校は全体の18.2%(184校)に留まっていることが判明している。愛教労の調べでは、平成30年12月の時点でも新たに割振変更簿を整備した市町村はなく、県校長会も整備を進める意向を示していない。県教委はこの状況を打開する施策を打ち出す必要がある。

提言2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

学校マネジメントという概念をすべての教職員に浸透させるため、体系的な研修を実施すること

- 14) プランによれば各校の学校評価において、学校経営案で位置づけた多忙化解消のための重点目標について、組織的・継続的に進められた業務改善の状況が評価されている。県教委は市町村教委を通じて各校の評価結果を収集し、数値目標とは別に多忙化解消がどれほど進捗したかを把握する必要がある。この調査により、各校の管理職は取組と評価についてマネジメントを意識するようになり効果的である。
- 15) 愛教労は教職員労働組合として、各市町村教育委員会・校長会、また各校長と交渉・懇談している。その中で労働諸法令について十分理解していない職が少なからず存在することを指摘する。これは愛知県の管理職登用試験等において、管理職として不可欠な労働法規の把握を試験していないために起こるものであり、県教委の任用責任でもある。プランに明記したとおり、現職対象の労務管理研修を労働基準監督署と連携して実施することが必要である。また、管理職任用に労働諸法令の知識を問う試験を課す改革も検討すべきである。
- 16) 県教委は自主的研修と位置づけて教育研究論文募集を実施している。現場では経験年次や年代指定などの独自ルールをつくり、事実上の強制応募となっている状況がある。また市町村単位で応募目標数を設定しているところがあり、そこでは管理職・主任などが個人的に応募を働きかけたりして事実上の強制が横行している。県教委は交渉の場においても「応募はあくまで自主的」との立場を崩さず、過労死レベルの多忙化を解消する取り組みを妨げている。「自

主的」という見方を県教委自身がやめることこそ多忙化解消の基本である。どうしても論文募集を行うならば、時間外労働がある教員に応募資格を認めないなど業務時間を制限するルールを併せて設定すべきである。

提言3 部活動指導に関わる負担軽減のための「ガイドライン」の策定

県プラン指摘の多忙化の主因としての部活動を制限するために部活動ガイドラインを制定すること。

- 17) 県教委は2018年9月に「部活動ガイドライン」を発した。平成30年度の早期に出されるべきものが半年あまり遅れての発表となった。プランが取り組みの柱の一つと位置づける「部活動指導に関わる負担の軽減」に基づいたものとして策定したものとしている。
- 18) ガイドラインは副題に「より効果的で持続可能な部活動をめざして」とうたっている。全編の中で、教員の多忙化についてふれた部分は[P.10 (2)課題 イ部活動を取り巻く環境の変化]のうち的一项のみであり、顧問業務が多忙化の一因となっていると指摘したに過ぎない。
- 19) 別項では現状のスポーツ部活動の問題点を指摘し、その改善策を示しているが、そのことにより教員に新たな業務を課しており、多忙化解消に逆行する側面がある。科学的合理的な指導は何ら否定するものではないが、そうした競技性を重視した文化・スポーツ活動は学校教育の範疇を明らかに超えており、むしろ学校からの切り離しの方向を検討すべきである。
- 20) 過度な活動を抑制するために活動日や活動時間の量的制限が示されたが、その基準通りに活動したとしても、試合期の業務は過労死レベルの月80時間に達するものとなっている。いくつかの市町で中止が決まりつつある朝練習を条件付きながら容認していたり、土日休日の活動制限に大幅な例外を認めていたり、初めから骨抜き規制となっている。
- 21) ガイドラインは、部活動が学習指導要領にどのように位置づけられているか、分析している。しかし、そこに位置づけられていない小学校部活を根拠なく容認し、活動時間の量的制限基準を設定した。学習指導要領にも定めがなく、労働諸法令の制限も超えている状況を把握しつつ、小学校部活動を認めることはまさに多忙化解消に逆行するものである。
- 22) ガイドラインは、一定の「基準」として効力を発揮すべきものであるが、実施に向けた具体的スケジュールが含まれていない。プランが時間外勤務削減の数値目標と達成期限を設定したように、ガイドラインも遵守実行の最終期限を示す必要がある。
- 23) 昨年愛教労が指摘したとおり、ガイドラインが県教委内部のみで検討されて作成されたため、現状をある程度改善する基準は示されたが、労働諸法令には触れないまま「ガイドライン」として示された。このガイドラインが徹底されたとしても、この基準による時間外勤務が当分続くことになり、長時間労働は改善されないと考えられる。
- 24) プランが取組の柱と位置づけた部活動負担の軽減を実現するには、給特法に反して部活動指導業務が設定されている現状の改革に着手しなければならない。法令を遵守するためには、少なくとも教員が部活顧問をやらない自由を当然認めることが必須である。ガイドラインは違法な状況を県教育委員会として事実上追認する文書となってしまった。
- 25) 多忙化解消のためには、現状の部活動業務を学習指導要領・労働諸法令に照らして検討する視点が重要であり、その際、①生徒の「全員加入」禁止、②教員の「全員顧問制」の廃止・顧問業務の自由選択制導入、③小学校部活の中止、④朝部の禁止、⑤新任教員・臨時教員に部活顧問をさせないことは不可欠である。

結

- 26) 「愛知県多忙化解消プラン」は、勤務時間外在校時間削減について数値目標を設定している点、各教委・学校・教員などそれぞれの課題と対策を具体的に示している点において先進的である。しかし、県教委・市町村教委間の連携不足を解消したり、関係諸団体への周知を進めたりしなければ、教職員の長時間労働の改善は進むことはない。
- 27) 国の政策による全学年30人学級実現こそ本来求められる改革であるが、財政力全国第2位の愛知県こそ、教育に資金を投入して30人学級を実現し、教員の長時間労働の抜本的改善を進めることが求められている。このことは県民の利益にも直結する政策であり、市町村・各学校に強い通知・指示を発して、意識改革と具体的対策を進めるときである。
- 28) そのためにも県教委は自らに課した取組を率先垂範して進捗させることが重要であり、そうすることで教育行政・学校を変えることにつながり、過労死レベルの長時間労働に苦しむ教職員の現状を改善することにつながる。
- 29) 平成30年度からは小学校で特別の教科道徳が始まり、続く小学校英語教科化、中学校道徳教科化により、教員の業務はさらに増加している。これらに対応するための研修や事務作業などやらざるを得ない業務が加わり、多忙化解消に逆行する動きとなっている。県教委は英語専科教員や加配やALT配置、事務軽減策の提示などを行うとともに、業務増加分に見合う業務削減を実施する必要がある。とくに中学校における県事業キャリアスクールプロジェクト[職場体験]は直ちに中止すべきである。
- 30) 出入国管理法・関連法の改正により、2019年4月以降、より多くの外国人が日本国内に居住することになる。愛知県の小中学校では、日本語理解の困難な外国人児童・生徒が現在でも多く在籍している。こうした子どももさらに増加すると考えられるため、対応する人員を確保するなど教職員の負担軽減策が早急に求められる。
- 31) 2018年12月、文科省は中教審答申(素案)という形で働き方改革に関する総合的な方策を提示した。そこでは学校と教職員の長時間労働の実態と問題点を具体的に指摘し、現場だけではなく行政の責任で、現在教員が担っている業務を適正に分担する改革の方向が示された。
- 32) しかし答申(素案)は、教員定数増の抜本的改革には背を向け、実態に見合う教職調整額の増額も否定し、給特法の改正にも否定的である。現行制度のまま、教員の長時間労働を是正するために「勤務時間の上限に関するガイドライン」という基準が示され、「一年を単位とする変形労働時間制」案が提示された。
- 33) 勤務時間の上限については、時間外勤務を命じない規定である給特法を改正しないまま、月45時間以下の超過という数字を示すこと自体が法令違反である。また例外として月80時間未満、月100時間未満というのは過労死レベルを容認するものであり論外である。
- 34) 変形労働時間制については、繁忙期と閑散期という概念がそもそも学校にはそぐわないものであり、繁忙期とされる時期の長時間労働が現状より更に過酷なものになることは明らかである。また閑散期とされる休業期間には実際には研修や部活動指導、教材研究など授業以外のさまざまな業務が課せられていることから、休みが取れないまま時間外勤務に従事しなければならない可能性が高い。記録上、見た目の時間外労働を減らそうとする愚策に他ならない。
- 35) 県教委は、こうした中教審答申が出されたとしても安易に同調せず、真に教職員の働き方が適正な形になるよう、根本的な改善策を模索する方向を維持していくべきである。

以 上